

令和5年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案	1
II その他の提出予定議案	3

《条例案等の内訳》

区 分	令和5年度関係	令和4年度関係	計
条例の制定	－	1 件	1 件
条例の廃止	1 件	－	1 件
条例の改正	18 件	8 件	26 件
工事請負契約の締結	－	5 件	5 件
市町負担金	1 件	2 件	3 件
その他	2 件	2 件	4 件
計	22 件	18 件	40 件
(参考) 予算関係	当初予算 22 件	2月補正 18 件	40 件
合 計	44 件	36 件	80 件

I 主な条例案

<令和5年度関係>

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料1参照）

当事者目線の障害福祉施策に係る体制強化、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

当事者目線の障害福祉施策に係る体制強化、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (令和5年度) A	現 行 (令和4年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,683 人	7,625 人	58 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		776	768	8
	教育委員会の所管に 属する学校	校長及び教員	11,929	11,878	51
		その他の職員	1,065	1,084	△19
	小 計		12,994	12,962	32
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
合 計		22,633	22,535	98	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,644	9,517	127	
	中 学 校	5,540	5,503	37	
	特 別 支 援 学 校	187	187	0	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計		15,390	15,226	164
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438	0
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,946	0
	小 計		15,703	15,703	0
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,710	1,702	8
	合 計		17,413	17,405	8
総 計		55,436	55,166	270	

3 施行期日

令和5年4月1日

問合せ先
総務局組織人材部人事課長 竜江 電話 045-210-2150

II その他の提出予定議案

<令和5年度関係>

【条例の廃止】

○ 神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

国民健康保険広域化等支援基金の解散に伴い、条例を廃止する。

[健康医療局保健医療部医療保険課長 電話 045-210-4880]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥獣の捕獲等について、市町村の許可の対象となる鳥獣を一部削除するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、同法を根拠に中小企業資金会計で実施している中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備貸与事業を、引き続き特別会計で実施するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により観光地を選ぶ基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、「安心」の観点を加えるなど、所要の改正を行う。

[国際文化観光局観光戦略担当課長 電話 045-210-5761]

○ 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、園児の所在確認と送迎バスへの安全装置の装備を義務付けられること等を踏まえ、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成担当課長 電話 045-210-4660]

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の一部改正に伴い、児童福祉施設における児童の安全の確保に関する計画の策定等が義務付けられること等を踏まえ、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成担当課長 電話 045-210-4660]

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

- **指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**
 厚生労働省令の一部改正に伴い、障害児通所支援事業所における障がい児の安全の確保に関する計画の策定等が義務付けられること等を踏まえ、所要の改正を行う。
 [福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]
- **指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**
 厚生労働省令の一部改正に伴い、指定障害児入所施設における障がい児の安全の確保に関する計画の策定等が義務付けられること等を踏まえ、所要の改正を行う。
 [福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]
- **神奈川県歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部を改正する条例**
 令和3年度に行った条例の見直しに伴い、災害発生時にも条例の目的を達成できるよう、災害（感染症のまん延も含む）発生時の対策に関する規定を新設するなど、所要の改正を行う。
 [健康医療局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]
- **港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**
 真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、指定管理者に行わせるものとしている業務について、知事が行うこともできるよう、所要の改正を行う。
 [県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 電話 045-285-0815]
- **土採取規制条例の一部を改正する条例**
 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、改正前の宅地造成等規制法に関する経過措置が規定されたこと等を踏まえ、条例の適用除外規定について、所要の改正を行う。
 [県土整備局河川下水道部砂防課長 電話 045-210-6500]
- **神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例**
 自治会による共用部分の光熱水費等に関する費用の徴収が困難になっていることから、県が当該費用を入居者から徴収することができるよう、所要の改正を行う。
 [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]
- **神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**
 玄倉第1発電所改造事業の完了に伴い、同発電所の最大出力が変更となることから、所要の改正を行う。
 [企業局総務室管理担当課長 電話 045-210-7011]
- **神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例**
 ストーカー規制法の一部改正を踏まえ、相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為を規制対象とするなど、所要の改正を行う。
 [警察本部生活安全部生活安全総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線3020]
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
 道路交通法の一部改正等に伴い、歩行者用青信号に従って道路を横断するものに関し、歩行者、自転車に加え、遠隔操作型小型車を規定するため、所要の改正を行う。
 [警察本部交通部交通規制課課長代理 電話 045-211-1212 内線5161]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ かながわ男女共同参画推進プランの変更について

かながわ男女共同参画推進プランを変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により議会の議決を得ようとするもの。

[福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長 電話 045-210-3630]

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

<令和4年度関係>

【条例の制定】

○ 神奈川県子ども・子育て基金条例

子どもが健やかに成長し、県民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指し、子ども・子育て施策の推進に必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成担当課長 電話 045-210-4660]

【条例の改正】

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正等を踏まえ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の手数料体系を建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等と統一化するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

民法等の一部を改正する法律により、懲戒に関する規定が削除されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成担当課長 電話 045-210-4660]

○ **神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例**

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話を必要とするろう者の手話習得を位置付けるなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

○ **介護保険法施行条例の一部を改正する条例**

登録試験問題作成機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおける試験問題作成事務手数料の引下げを踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

○ **神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例**

建築基準法の一部改正に伴い、建築形態制限の緩和許可等が新設されることを踏まえ、緩和許可等に係る申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ **神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例**

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、改正前の宅地造成等規制法に関する経過措置が規定されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ **神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例**

道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行に関する規定が整備されることを踏まえ、特定自動運行許可申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[警察本部交通部交通総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線5011]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事(建築-第1工区)請負契約	大和市下和田512-1外	大洋・森田特定建設工事共同企業体	15億6,497万9,680円
②	県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事(建築-第2工区)請負契約	大和市下和田512-1外	アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	13億2,770万円
③	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事(1期-建築)請負契約	伊勢原市上粕屋448外	大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	12億9,085万5,940円
④	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事(1期-建築-第1工区)請負契約	綾瀬市寺尾中2-1外	三木・三共特定建設工事共同企業体	12億7,454万9,760円
⑤	横浜緑ヶ丘高校体育館(柔剣道場)他新築工事(建築-第1工区)請負契約	横浜市中区本牧緑ヶ丘37番地の1	小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	15億2,900万円

①～④ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

⑤ [教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 和解について（高等学校生徒負傷事故の損害賠償請求）

麻生高等学校における部活動中の生徒の負傷事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[教育局支援部学校支援課長 電話 045-210-8210]